

社会福祉法人明石恵泉福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人明石恵泉福祉会（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 1500 万円を超えない範囲とする。
- 3 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲とする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第 25 条(別表 5)の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 2 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、別表 3 に基づき支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（支給の方法）

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、勤務開始日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月12日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬（第 3 条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 130 万円以下
業務執行理事	月額 60 万円以下
理事	月額 20 万円以上 40 万円以下

別表 2 非常勤役員等の報酬（第 4 条関係）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10000 円

(3) 監事

		日額
監事監査等への出席	事業監査	33411 円
	会計監査	55685 円
理事会、評議員会等会議への出席	事業担当	10000 円
	会計担当	20000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	事業担当	10000 円
	会計担当	20000 円

別表 3

理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費

	支給額
居住地が明石市・稲美町・播磨町・神戸市西区	無料
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3000 円を 上限として実費